

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

岡崎市立福岡中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的・計画的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校だけでなく、家庭や地域住民、その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全に安心して生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

<いじめの定義について>

いじめは、生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる精神的苦痛に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめ認知のポイントとして

①被害生徒の精神的苦痛には個人差が大きい。

②精神的苦痛は、教師や大人の認識とは大きくかけ離れている。

以上、2点には十分留意する。いじめの認知については、特定の教職員だけによることなく、管理職に報告・相談し、組織的に判断する。また、校内の「いじめ・長期欠席対策委員会」を活用すること。

<指導の重点として>

- ①全教育活動を通して、基本的な生活習慣づくりを行う。
- ②多様な見方や考え方に触れ、自分と仲間の存在意義や存在価値を認め、自己肯定感や自己有用感、自己効力感を高められる生徒の育成に努める。
- ③全教育活動が、生徒会役員、委員会の委員長、級長、部活動のキャプテン、各活動の班長などを中心としたリーダーを中心に行われ、自治的な活動ができるように育成する。
- ④指導体制の確立と全職員の共通理解のもとに、分かる授業や個を生かす授業の展開、互いに心の通う学級づくり、充足感のある特別活動等を通して生徒と教職員の人間的なふれあいを深め、健全な生徒集団の育成に努める。
- ⑤生徒理解を深め、生徒の特性を生かし、能力や個人差に応じた指導を充実し、個性の伸長を図る。
- ⑥生徒の健全育成を図るべく、家庭や地域、関係機関との連携を重視した開かれた指導に努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように、組織として対応する。

「いじめ・長期欠席対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、長期

欠席対策主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成し、必要に応じて、校内フリースクール担当教諭、SSW（スクールソーシャルワーカー）、校医等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

ア、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。

イ、学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

ア、年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

また、職員会議の都度、学年での様子を話し合い、生徒理解に努め、いじめの早期発見、予防に努める。

イ、生活アンケートやいじめアンケートなどを少なくとも学期に2回行う。また、学期末テスト週間に教育相談日を設定する。さらに、アンケートを無記名で行ったり、保護者アンケートを行ったりして、実効あるいじめ防止対策に努める。

③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア、随時、福中新聞や学年だより、HP等を通して、いじめ防止の取り組み状況を発信する。

イ、福岡学区児童生徒健全育成協議会を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ア、いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、迅速で正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

イ、事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

ウ、問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

エ、昨年度のいじめの実態から、明らかになった課題を振り返り、対策を講じる。

・ 個人面談の確保 ・ 登下校中の見守り ・ QUテストの活用

⑤ インターネット上（SNS）のいじめに対する対策

ア、事実関係を把握し、被害生徒と親の意向の把握と対応、必要に応じて指導後の謝罪の場を迅速に設定する。場合によっては被害生徒、加害生徒共に心のケア（SCなどの活用）を行うようにする。

イ、日頃から、情報端末の適切な使用法について話をする機会を作り、トラブルが起きない使用を心がけさせる。また、外部機関（市教育委員会、警察、携帯会社等）に依頼し、情報モラル授業を積極的に行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

① 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく集団づくりを進める。

② 次の学年への申し送り個票を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。

- ③個々に自己肯定感と充実感を味わえるように、「分かる・できる授業」を展開する。
- ④教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤情報モラル教育を推進し、年に1回以上外部講師を招へいした講習会を実施する。生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者や加害者にならないよう保護者とも連携し継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ①日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り、支援できる全校体制を整える。
- ②生活アンケート（学期に2回以上）、教育相談の定期的な実施（各学期1回以上）や生活ノートを通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
※アンケートは3年間保存する。
- ③12月に保護者への生活アンケートを実施する。
- ④過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。
- ⑤生徒が相談しやすい環境を整える。
ア、教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
イ、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑥学級集団適応心理検査（ハイパーQテスト）の結果を活用する。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けたり、いじめの疑いがあると思われたりするときは、管理職に迅速に報告・相談を行い、「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。いじめが理由で欠席が1日でもあった場合は校長へ報告する。
- ②被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、教育相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署とも連携して行う。

4 重大事態への対応

＜重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）＞

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

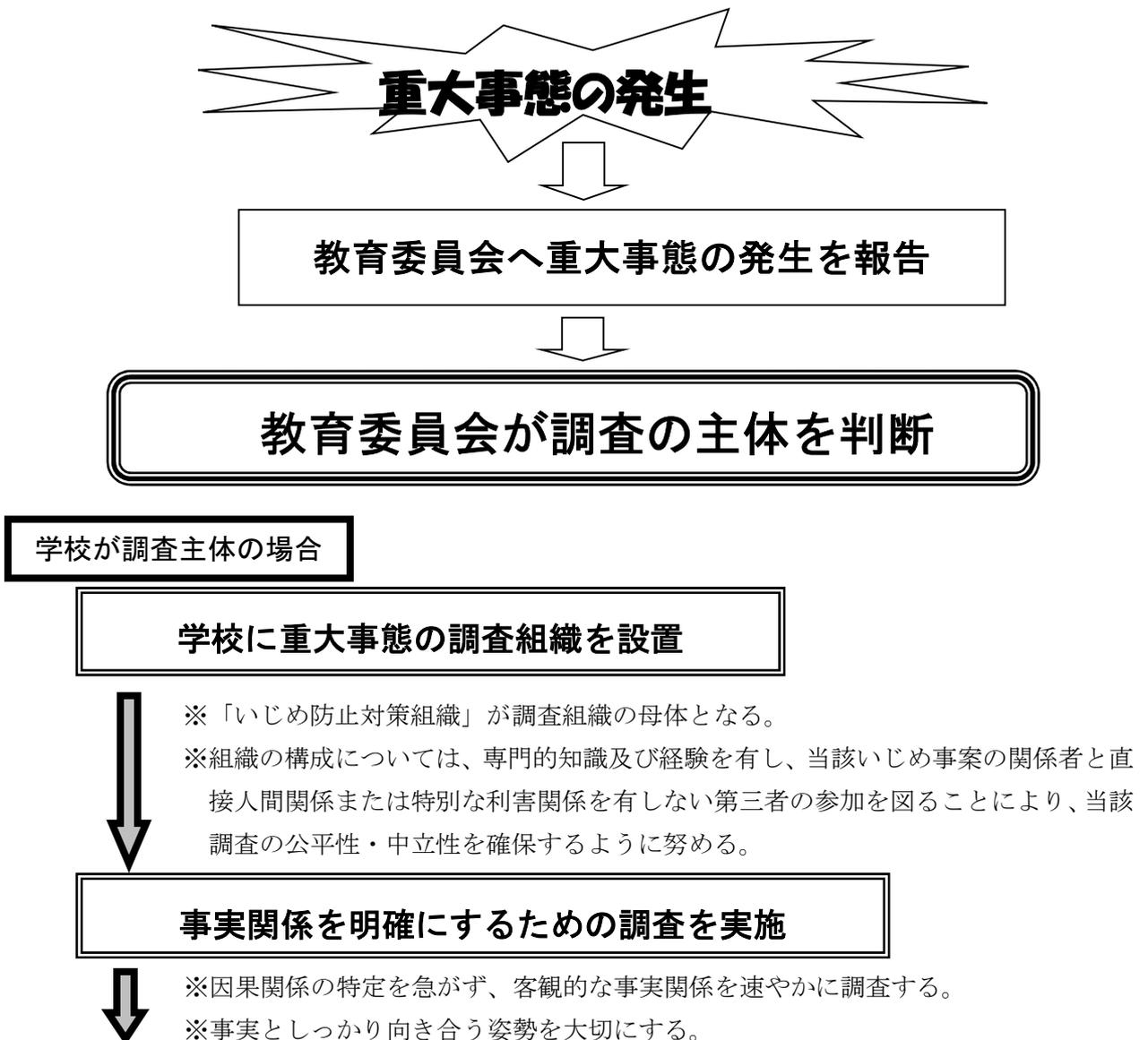
- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」【資料1】に基づいて対応する。

- (2) 「疑いがある」とは学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、生徒、保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、重大事態が発生したものとして報告。調査等に当たる。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて専門家等を加え、関係諸機関との連携を図る。
- (4) 調査結果については、被害生徒や保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証と見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組や評価及び保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・長期欠席対策委員会」において、いじめに関する取り組みの検証を行う。

【資料1】 重大事態対応フロー図



いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供



- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告



- ※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解を深め、いじめの未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業に対する事前指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

7 いじめ防止に係る年間計画

※必要に応じて校内研修会、講演会、生徒会活動を実施していく。

日程	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
通年	○校内のいじめに関する情報収集、情報交換	○学年集会、全校集会における講話 ○道徳教育	○日々の健康観察 ○生活ノート ○SCによる相談	
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認とHPへの掲載	○相談室やSCの生徒、保護者への周知	○身体測定	○PTA総会 学年保護者会
5月		○情報モラル教室の実施	○生活アンケート ○担任との面談	○健全育成協議会 ○部活動懇談会
6月		○職場体験学習(2年)	○QUテストの実施	○あいさつ活動
7月			○生活アンケート ○担任との面談	○保護者会
8月	○中間評価			
9月		○体育大会	○身体測定	
10月			○生活アンケート	

			○担任との面談	
11月		○福中祭(文化祭) ○合唱コンクール ○学校保健委員会	○QUテストの実施	
12月		○人権週間の呼び掛け ○人権を守る標語作成 ○いじめ撲滅集会	○生活アンケート ○担任との面談	○生活アンケート (保護者用) ○保護者会
1月		保健教育(がん教育)	○身体測定 ○生活アンケート	
2月		○立志の式(2年)	○担任との面談	
3月			○生活アンケート (1, 2年)	